

新堰公園

1 指定管理者が管理を行う施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

新堰公園

袖ヶ浦市蔵波1002番地3

(2) 設置目的

新堰公園は、市内で唯一の風致公園であり、新堰調整池を中心として広がる田畠と一体的に良好な自然環境の創出及び保全を行い、市民に憩いと安らぎの場を提供するとともに、周辺環境との調和及び防災機能の向上等を図ることを目的とする。

(3) 指定管理者が行う業務内容

ア 新堰公園の運営に関する業務

イ 新堰公園の施設及び設備の維持管理に関する業務

ウ 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 非公募により指名した理由

新堰公園の指定管理者は、憩いや運動など市民の様々な利用目的に対応し、誰もが安心して利用できるよう、安全で快適な安らぎの場を継続して提供し続けることのできる団体が適当である。

現在の指定管理者である新堰公園管理組合は、これまで公園周辺住民の協力を得ながら、地域活力を生かしてきめ細やかな公園管理を行っており、風致公園という特性を生かし、自然に調和した樹木等の管理は、市民の期待に応えるものとなっている。

以上により、本施設は、維持管理業務に関するノウハウの蓄積及び事業の継続性を要するとともに、地域との連携も重要な施設であることから、新堰公園管理組合を指名したものである。

3 指定管理者に指定する団体の概要

名 称	新堰公園管理組合
所 在 地	袖ヶ浦市蔵波1002番地3
設立年月日	平成12年4月1日
資 本 金	—
従 業 員 数	11人

※令和7年1月1日時点	
主たる業務内容	1 新堰公園に関する受託管理業務 2 業務に必要な知識及び技術の習得 3 袖ヶ浦市が推進する事業への協力 4 利用者の満足度向上のための自主事業 5 組合員の福利厚生に関する業務

4 指定管理者候補が示した施設管理及び運営の提案要旨

(1) 事業計画等

新堰公園管理組合では、新堰公園を「地元の財産」と位置付けており、愛着を持って管理運営するとともに、更なる管理水準の向上を図る。

利用者増加策については、桜の時期のぼんぼり設置やイベントを行い、また地元区等の地域団体や近隣の障がい者施設と連携を図り、公園の利用促進のPRに努める。

施設管理については、組合員に農業を営む者が多く、植物に関する豊富な知識を最大限発揮できるとともに、安全かつ適正に管理することができる。また、平成20年度から隣接する新堰調節池の管理を市から受託しており、公園と一体的に管理することで、効率的な維持管理ができる体制を整えている。

(2) 管理に対して市が負担する金額(指定管理者候補からの提案金額)

- 令和 8 年度 5, 356 千円
- 令和 9 年度 5, 441 千円
- 令和 10 年度 5, 534 千円
- 令和 11 年度 5, 626 千円
- 令和 12 年度 5, 712 千円

5 指定管理者候補の選定概要について

令和7年10月6日開催の袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会において、施設担当部署が非公募により指名した団体から提出された事業計画書等の提案書類を、袖ヶ浦市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年条例第17号。以下「指定手続条例」という。)第5条に規定する選定基準を更に細分化した審

査基準に基づき、審査及び採点を行った結果を基に、委員長と審査対象の施設担当部署の委員を除いた委員10名が指定管理者の候補者としての適確性等を審議した。

その結果、全委員が指定管理者の候補者として適當であると認めたため、新堰公園管理組合を指定管理者候補として選定した。

その後、指定管理者候補との施設の運営管理等に係る基本的事項を掲げた基本協定書の締結の協議が整ったことから、同団体を新堰公園の指定管理者として指定するものである。

採 点 結 果

施設名称：新堰公園【非公募】

応募団体：新堰公園管理組合

評 価 点 数	1 6 1 点	
上記評価に対する 選定委員会の判定	適 正	不適正
	1 0 名	0 名

評 価 項 目 と 配 点

選定基準	審査項目	配点		劣	普通	優	特優	評価点数
① 指定施設の利用に 関し不当な差別的取 扱いが行われるおそ れがないこと。 (指定手続条例第 5条第1項第1号)	ア 平等な利用を図るた めの具体的な手法	30	30	失格	18	24	30	24
② 指定施設の設置の 目的に照らし、当該 施設の効用を最大限 に發揮させ、その管 理を効率的、かつ、効 果的に行うことができる ものであるこ と。 (指定手続条例第 5条第1項第2号)	ア 施設の設置目的及び 市が示した管理の方針	20	100	0	12	16	20	12
	イ 利用者の増加を図る ための具体的手法	9		0	3	6	9	4
	ウ サービスの向上を図 るための具体的手法及 び当該施設の効用を最 大限に發揮させるため の手法	31		0	17	24	31	18
	エ 施設の維持管理の内 容、適確性及び実現の可 能性	20		失格／0	12	16	20	13
	オ 管理に係る経費の縮 減効果	20		失格／0	0	16	20	0
③ 指定施設の管理を 安定的、かつ、適確に 遂行するに足りる人 的構成及び財産的基 礎を有するものであ ること。 (指定手続条例第 5条第1項第3号)	ア 収支計画の内容、適確 性及び実現の可能性	20	100	失格	12	16	20	16
	イ 安定的な運営が可能 となる人的能力	30		0	18	24	30	18
	ウ 安定的な運営が可能 となる財政的基盤	40		失格／0	24	32	40	24
	エ 類似施設の運営実績	10		0	6	8	10	8
④ その他市長等が必 要と認める事項を満 たしていること。 (指定手続条例第 5条第1項第4号)	ア 個人情報保護	10	40	失格	6	8	10	6
	イ 危機管理	20		0	12	16	20	12
	ウ 再委託の管理	10		0	6	8	10	6
合 計		270	270	失格	146	214	270	161

【採点方法】「特優」「優」「普通」「劣」の4段階を基本として評価する。ただし、②オについては、経費の削減割合に応じて評価する。

【欠落事項】ア 袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会における審議の結果、審査項目の全てを「普通」とした合計点数（146点）以上を獲得できなかった場合。

イ 審査項目のうち、運営管理に大きく支障をきたす項目を「劣」とする委員が過半数いた場合。

【その他】審査においては、「審査項目」を更に細分化した小項目ごとに審査を行っている。そのため、「評価点数」が「特優」「優」「普通」「劣」の配点と必ずしも一致しない場合がある。